

Spc jinjiken news

失業手当の拡充措置の延長を検討へ (5月24日)

厚生労働省が雇用保険制度の見直しに乗り出すことがわかった。労働政策審議会(雇用保険部会)で明らかになったもので、2013年度末で期限切れとなる失業手当の拡充措置の延長や、雇用保険料率の見直しについて検討し、2014年の通常国会に雇用保険法の改正案を提出する方針。

厚生年金基金改革法案が衆議院で可決 (5月23日)

厚生年金基金制度の改革法案が衆議院本会議で可決し、参議院に送られることが明らかになった。同法案は財政難に陥っている大半の基金を解散させる内容。今国会中に成立する見通し。

生活保護受給者が最多更新 215万人に (5月22日)

厚生労働省が生活保護に関する集計結果を発表し、今年2月時点で生活保護を受給している人が215万5,218人(前月比1,576人増)となり、過去最多を更新したことがわかった。受給世帯も過去最高の157万4,643世帯(同1,677世帯増)となった。

在宅勤務の導入企業数3倍増へ 政府方針 (5月21日)

政府が新たなIT(情報技術)戦略の最終案を明らかにし、女性などが働きやすい環境を整備するため、現在は1割程度であるテレワーク(在宅勤務)の導入企業数を2020年までに3倍に増やすことなどを検討していることがわかった。6月中旬のIT総合戦略本部において最終決定し、政府の成長戦略に反映させる方針。
〔関連リンク〕

テレワークとは(一般社団法人日本テレワーク協会)

<http://www.japan-telework.or.jp/intro/tw/about.html>

大卒就職率2年連続で改善 女子が男子を上回る (5月17日)

文部科学省・厚生労働省は、今春に卒業した大学生の就職率(4月1日時点)が93.9%(前年同期比0.3ポイント増)となり、2年連続で改善したと発表した。女子は94.7%(同2.1ポイント増)で、男子の93.2%(同1.3ポイント減)を5年ぶりに上回った

ハローワークを通じた障害者の就職が過去最多に (5月16日)

厚生労働省は、2012年度にハローワークを通じて就職した障害者が6万8,321人(前年度比15.1%増)となり、3年連続で過去最多を更新したことを発表した。同省は、この要因を「法定雇用率の引上げを見据え、企業が活発に

採用を進めたこと」と見ている。

〔関連リンク〕

平成24年度・障害者の職業紹介状況等

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000310ck.html>

政府が中小企業の出向を支援する機関を設置へ(5月10日)

政府は、地方の中小企業を対象として、従業員の出向を支援するための第三者機関の設置を検討すると発表した。同じ地域の受入れ企業を探したり、出向先ですぐに働けるように従業員を訓練したりするなどして人材移動を円滑にする。新規採用が低調な中小企業の雇用について、公的支援で後押しするのがねらい。

厚労省が全国1万社の労働時間を調査へ(5月10日)

厚生労働省は、全国1万社について労働時間の実態調査を行う方針を固めた。現在、政府の規制改革会議が「裁量労働制」の拡大を求めており、労働時間規制の見直しを判断するため実施する。秋頃までに同省の審議会で規制見直しに向けた議論をスタートさせる。

「マイナンバー法案」が今国会で成立へ(5月10日)

国民1人ひとりに番号を割り振り、所得や年金保険料の納付状況などを政府・自治体がまとめて管理する「社会保障・税の共通番号法案」(マイナンバー法案)が9日の衆議院本会議で可決のうえ、10日に参議院で審議入りし、今国会

で成立する見通しとなった。成立すれば2016年1月からスタートする。

パート女性の早産リスクは正社員・主婦の約2.5倍(5月9日)

厚生労働省の研究班が「労働と早産リスクの関係」に関する調査を初めて行い、パートタイマーとして勤務している女性は、正社員や専業主婦に比べ、早産のリスクが約2.5倍高いことがわかった。研究班では、「早産の兆候があっても休みを取りづらい労働条件が影響している」と分析している。

子供の数が32年連続で減少(5月5日)

総務省が15歳未満の子供の推計人口を発表し、4月1日時点における子供の数が1,649万人(前年比15万人減)で、32年連続で減少となり、推計を開始した1950年以降で最低を更新したことがわかった。総人口に占める子供の割合も12.9%(同0.1ポイント減)で過去最低となった。

現金給与総額が2カ月連続で減少(5月1日)

厚生労働省が3月の「毎月勤労統計調査」の結果を発表し、現金給与総額(労働者1人あたりの平均賃金)が27万5,746円(前年同月比0.6%減)となり、2カ月連続で減少したことがわかった。パート以外の一般労働者数の伸び率が0.3%増だったのに対し、パート労働者では1.9%増となった。



最新情報 若者チャレンジ奨励金が創設されました！

若者の人材育成に取り組む事業主を支援することを目的として、「若者チャレンジ奨励金（若年者人材育成・定着支援奨励金）」が創設されました。

【若者チャレンジ奨励金（若年者人材育成・定着支援奨励金）の概要】

この奨励金は、35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習（OJT）と座学（Off-JT）を組み合わせた訓練（若者チャレンジ訓練）を実施する事業主に支給されるものです。

1．種類と支給額

訓練実施期間中に支給	訓練終了後に支給
訓練奨励金	正社員雇用奨励金
訓練受講者1人1月当たり15万円	訓練受講者を正社員として雇用した場合に、1人当たり1年経過時に50万円、2年経過時に50万円（計100万円）

1年度に計画することができる訓練には、一定の上限があります。

2．若者チャレンジ訓練の対象者

35歳未満の若者であって、以下のいずれにも該当する者とされています。

過去5年以内に訓練を実施する分野で正社員としておおむね3年以上継続して雇用されたことがない者等であって、登録キャリア・コンサルタントにより、若者チャレンジ訓練へ参加することが適当と判断され、ジョブ・カードの交付を受けた者
訓練を実施する事業主と期間の定めのある労働契約を締結する者等

3．奨励金を活用できる事業主の要件（主要なもの）

都道府県労働局長の確認を受けた訓練実施計画に基づき訓練受講者（雇用保険被保険者に限る）に訓練を実施する事業主であること。

（一定の要件等に該当する訓練の実施計画を作成し、都道府県労働局長の確認を受けた上で、その計画に基づき訓練を実施する必要があります）

訓練受講者に訓練期間中の賃金を支払う事業主であること。

雇用保険適用事業の事業主であること。 等

この奨励金は平成25年度末までの時限措置で、支給額が予算額に達する見込みとなった時点で申請の受付を中止するとのことです。

最新情報 現在国会で審議されている法案の概要をご紹介します

現在、第183回国会(本年1月28日に召集、会期は本年6月26日まで)が開かれています。厚生労働省からどのような法案が提出され、審議されているのでしょうか？ 法改正の動きを事前に知ることが、企業経営の安心にもつながります。ここでは概要をご紹介します。

第183回国会で審議されている主要な法案(厚生労働省関係)

1 健康保険法等の一部を改正する法律案

協会けんぽの財政基盤の強化・安定化のため、平成22年度から平成24年度までの間講じてきた、国庫補助の13%から16.4%への引き上げ措置を2年間延長する等、協会けんぽへの財政支援措置を講ずる。

この措置により、現行の協会けんぽの保険料率「平均10.0%」が平成26年度まで維持できる見通しです！

健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷等について、労災保険の給付対象とならない場合は、原則として、健康保険の給付対象とすることを法律に規定する。等

この法案は、予算編成の遅れから、予定した時期に成立させることができませんでしたが、そろそろ成立する見通しです。成立しましたら、改めて詳細をご紹介します。

2 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行う。

国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の所要の措置を講ずる。

については、施行日以後は厚生年金基金の新設を認めないことも盛り込まれています。はいわゆる「主婦年金(サラリーマンの妻の年金)」の話です。

3 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定める。

例えば、車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること、知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること、等が想定されています。

障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定障害者雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

平成28年4月(は平成30年4月)からの施行を目指しています。平成25年4月から、企業に義務付けられている障害者の法定障害者雇用率が0.2ポイント引き上げられ、全従業員の2.0%とされましたが、今回の法律案が通ると、2.0%以上にさらに引き上げられることが予想されます。